

浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少する中、将来を見据えたデジタル化を推進し、新しい生活様式への対応、働き方改革、業務の効率化による生産性の向上等に取り組む中小企業者等を支援することを目的として、浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 市内に主たる店舗・工場・事業所・事務所・支店を有する中小企業者等
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和3年の売上が、前年又は前々年と比較して10パーセント以上減少している中小企業者等
- (3) 浜松市内において、新しい生活様式への対応や働き方改革、業務の効率化等を目的に、デジタル化に取り組んでいる又は取り組む中小企業者等
- (4) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。
- (5) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業は、前条の補助対象者が、補助対象事業の実施期間において、下表の(1)～(3)のいずれかの項目に該当する取り組みにおいて業務のデジタル化を図る事業とする。

項目	取り組み（システムなど）事例
(1) 新しい生活様式への対応	・インターネットバンキング ・キャッシュレス対応 ・電子商取引（EC）の導入 ・デリバリーサービスシステム ・オンラインイベント 等
(2) 働き方改革への対応	・人事評価・人材育成システム ・労務・勤怠・入退管理システム ・グループウェア・コミュニティ管理システム ・ビジネスチャット ・テレワーク ・オンライン会議 等
(3) 業務の効率化	・マーケティングシステム ・顧客管理、予約管理 ・会計管理システム、給与・経費精算システム ・AI（人工知能）、チャットボット（自動会話プログラム） ・ペーパーレス推進 ・電子契約 ・通信環境整備、サーバーの導入 ・情報セキュリティ 等

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 補助金対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業（市長が認める場合を除く。）
- (2) 公序良俗に反するおそれがある事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、デジタル化による事業執行に際し必要と認められる、次の各号に掲げるものとする。(消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) デジタル化を図るために必要なシステム導入等にかかる経費
- (2) デジタル化に必要な物品等の購入にかかる経費
- (3) デジタル化に伴い提供を受けた役務にかかる経費
- (4) デジタル化を図るために行われる委託等にかかる経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 補助金の対象外とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) デジタル化に伴うITコンサルタント業務等にかかる経費
- (2) 事業所等の事業運営に要する経費
- (3) その他デジタル化による事業執行に際し、必要と認められない物品の購入経費や役務の提供に関する経費等

(補助金の額)

第6条 補助額は前条の補助対象経費の全額または次の各号のいずれか少ない額とする。ただし、令和3年度に浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金の交付を受けた額が補助金の上限額に満たない場合は、その差額分を上限とする。また、1事業者当たりの申請は1回限りとする。

- (1) 中小法人等 20万円
- (2) 個人事業主 10万円

(補助対象事業の実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 事後申請 令和2年4月1日から令和4年9月30日
- (2) 事前申請 令和4年6月1日から令和4年9月30日

(交付の申請・請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に対し、次の各号に掲げる書類を定める期日までに、郵送又はWEBにより申請しなければならない。

- (1) 補助事業の実施後に申請する場合(以下「事後申請」という。)は、令和4年6月1日から令和4年10月31日までに以下の書類により申請しなければならない。

ア 補助金交付申請書(第1号様式。電磁的記録を含む。)

イ 令和３年の売上額並びにその前年もしくは前々年の売上額が確認できる書類
ウ 補助対象事業（デジタル化の取り組み）を実施したことを証する書類

委託契約を実施した場合は契約書の写し

エ 補助対象経費を支出したことを証する書類（領収書等）

オ 浜松市に事業実態があることが確認できる書類

カ 前各号に規定するもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 補助事業の実施前に申請する場合（以下「事前申請」という。）は、令和４年
６月１日から令和４年７月３１日までに以下の書類により申請しなければならない。
い。

ア 補助金交付申請書（第２号様式。電磁的記録を含む。）

イ 令和３年の売上額並びにその前年もしくは前々年の売上額が確認できる書類

ウ 事業計画書（第３号様式）

エ 浜松市に事業実態があることが確認できる書類

オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第９条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、
補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する補助金の交付を決定す
る。

２ 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、次の各号のとおり決定を通知
する。

(1) 事後申請の場合は、申請者に対し補助金を交付することにより行うものとする。

(2) 事前申請の場合は、補助金交付決定通知書（第４号様式）により通知するものと
する。

３ 補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（第５号様
式）により通知するものとする。

４ 第１項の規定により決定した補助金の交付は、補助金交付申請書（第１号様式及
び２号様式。電磁的記録を含む。）に記載された口座に振り込むことにより行うもの
とする。

（補助事業の変更等）

第１０条 事前申請による申請者は、前条第４項の決定を受けた補助事業の内容又は
経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をしようとするときは、
あらかじめ市長の承認を得なければならない。

２ 前項の承認の申請は、補助事業変更承認申請書（第６号様式）及び事業計画書（第
３号様式）により行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第11条 事前申請により交付の決定を受けた申請者は、補助事業完了後1か月以内に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。実績報告書の最終提出期限は、令和4年10月31日とし、これをこえてはならない。

- (1) 事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 補助対象事業（デジタル化の取り組み）を実施したことを証する書類
- (3) 補助対象経費を支出したことを証する書類（領収書等）
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要であると認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等の内容を審査し、補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。補助金の交付額の確定の通知は次の各号とおりとする。

- (1) 事後申請の場合は、申請者に対し補助金を交付することにより行うものとする。
- (2) 事前申請の場合は、補助金交付確定通知書（第9号様式）の通知をもって行うものとする。

（立入検査等）

第13条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付決定の取り消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第10号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

- 第15条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（不可抗力に対する補助対象事業の取扱い）

- 第16条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

（雑則）

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行し、令和3年度に交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度に交付する補助金について適用する。

事後申請用

第 1 号様式

浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金交付申請書

浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金交付要綱第 8 条第 1 号の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

令和 3 年度デジタル化補助金で上限額の交付を受けた方は申請できません。

記

申請者情報	申請者種別	☐ 法人	☐ 個人事業主	R3デジタル化補助金の交付の有無		☐ 有	☐ 無				
	フリガナ										
	法人名氏名										
	フリガナ			フリガナ							
	代表者役職			代表者氏名							
	フリガナ										
	所在地住所	〒									
	電話番号				設立年月日 生年月日	年	月	日	常時雇用する 従業員数		人
	法人番号								業種		

担当者情報	フリガナ			メールアドレス			@			
	氏名			携帯電話			-		-	
	電話番号									

減 少 し た 事 実 の 確 認	2021 年 売上 (A)		円	※経費は、税抜き価格です。 ポイントや商品券等を利用した場合は、支払金額からポイント等の相当分を引いた額を税抜きにしてください。
	年 売上 (B)		円	
	減少率 (B-A) ÷ (B) × 100		%	

※入力する欄が足りない場合は、行を追加するかその他の用紙に記入し添付してください。

取 り 組 み 内 容 の	項目	取り組み	経費※
			円
			円
			円
			円
			円

<注意事項>		①	合 計	円
②	令和3年度にデジタル化補助金の交付を受けた方は、その額を記入。令和4年度に初めて申請する方は、記入不要。	②	R3デジタル化補助金 補助金交付確定額	円
③	・中小法人:20万円-②の額 ・個人:10万円-②の額	③	補助金の上限額	円
④	①合計と③上限額のいずれか少ない金額	④	補助金申請金額	円

(裏面)

交付条件

私は、「浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金」(以下「補助金」という。)の補助金交付申請するにあたり、下記の内容について、誓約します。補助金支給の決定後、申請要件に事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。

※該当者のみの項目以外は、チェックが必須となります。

記

☐	・補助対象経費は令和2年4月1日以降に取組んだもので、申請の日までに支払いが完了したものです。	
☐	・補助金対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業はありません。	
☐	・補助対象経費は、銀行引落、銀行振込、代金引換、コンビニ支払、クレジットカード払、現金払又は電子マネーのいずれかで支払いました。	
☐	・補助申請額は、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)で支払ったものは含みません。	
☐	・申請書その他の提出書類の内容に虚偽がなく、偽りその他不正な手段による申請ではありません。また、万一虚偽があった場合その他支給決定の取消事由に該当したときは、浜松市に対して補助金を返還いたします。	
☐	・本申請に関し、浜松市から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。	
☐	・補助金の支払いについては、口座振替により受領することを希望します。	
☐	・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。	
☐	【該当者のみ】 ・従業員の令和4年度市民税・県民税の納付方法については特別徴収(給与引き去り)によって市民税・県民税を納めています。 特別徴収を行っている場合のみチェックし、事業所指定番号を記入。	特別徴収を行っている場合、事業所指定番号
☐	・補助金の収支に関する帳簿、領収書等関係書類等を補助金の交付を受けた年度終了後5年間(令和10年3月31日まで)保管します。	
☐	・市において、申請事業者の市税の納付、納入状況などについて確認することに同意します。	

添付書類

☐	・令和3年(1月～12月)並びに、前年もしくは前々年の売上額が確認できる書類
☐	・補助対象事業(デジタル化の取り組み)を実施したことを証する書類
☐	・補助対象経費を支出したことを証する書類
☐	・浜松市に事業実態があることが確認できる書類

支払金口座振替依頼書

浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金に係る支払は、次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名									
銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 営業部・出張所 本所・支所				
金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(左詰めで記入)				※種目については、 1:普通、2:当座、7:別段 のいずれかの数字を記入		
口座名義人(カナ) 30文字まで									

※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

※個人事業主の方で、口座名義人に屋号まで登録されている方は屋号も含め記入してください。

事前申請用

第2号様式

浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金交付申請書

浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金交付要綱第8条第2号の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 年 月 日

令和3年度デジタル化補助金で上限額の交付を受けた方は申請できません。

(あて先) 浜松市長

記

申請者情報	申請者種別	☐ 法人	☐ 個人事業主	R3デジタル化補助金の交付の有無		☐ 有	☐ 無	
	フリガナ							
	法人名氏名							
	フリガナ			フリガナ				
	代表者役職			代表者氏名				
	フリガナ							
	所在地住所	〒						
	電話番号			設立年月日 生年月日	年	月	日	常時雇用する 従業員数
法人番号					業種			

担当者情報	フリガナ			メールアドレス		
	氏名				@	
	電話番号			携帯電話		

減少した事実の 確認	2021 年 売上(A)	円
	年 売上(B)	円
	減少率 (B-A) ÷ (B) × 100	%

※入力する欄が足りない場合は、行を追加するかその他の用紙に記入し添付してください。 ※経費は税抜き金額です。

項目	取り組み	経費（見込み）※
デジタル化内容の 取り組み内訳		円
		円
		円
		円
		円

<注意事項>

② 令和3年度にデジタル化補助金の交付を受けた方は、その額を記入。令和4年度に初めて申請する方は、記入不要。	→	② R3デジタル化補助金 補助金交付確定額	円
③ ・中小法人:20万円－②の額 ・個人:10万円－②の額	→	③ 補助金の上限額	円
④ ①合計と③上限額のいずれか少ない金額	→	④ 補助金申請金額	円

※ 事業は令和4年9月30日までに完了し、事業実績報告書を令和4年10月31日までに提出してください。

(裏面)

交付条件

私は、「浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金」(以下「補助金」という。)の補助金交付申請するにあたり、下記の内容について、誓約します。補助金支給後、申請要件に事実や不正等が発覚した場合または事業実績報告書の提出ができない場合は、補助金を返還します。
※該当者のみの項目以外は、チェックが必須となります。

記

☐	・申請経費は第3号様式事業計画書記載の事業に係る経費で、令和4年9月30日までに支払い完了し、事業実績報告書を令和4年10月31日までに提出します。
☐	・補助金交付の決定を受けた後に、事業の内容、経費の配分を変更しようとするときは、補助事業変更承認申請書(第6号様式)を提出します。
☐	・補助金対象事業と同一の事業において、他の助成制度による財政的支援を受けた、又は受ける見込みのある事業はありません。
☐	・補助対象経費の支払いは、銀行引落、銀行振込、代金引換、コンビニ支払、クレジットカード払、現金払又は電子マネーのいずれかで支払います。
☐	・補助申請額は、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)では支払いません。
☐	・申請書その他の提出書類の内容に虚偽がなく、偽りその他不正な手段による申請ではありません。また、万一虚偽があった場合その他支給決定の取消事由に該当したときは、浜松市に対して補助金を返還いたします。
☐	・本申請に関し、浜松市から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。
☐	・補助金の支払いについては、口座振替により受領することを希望します。
☐	・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
☐	【該当者のみ】 ・従業員の令和4年度市民税・県民税の納付方法については特別徴収(給与引き取り)によって市民税・県民税を納めています。 特別徴収を行っている場合のみチェックし、事業所指定番号を記入。
	特別徴収を行っている場合、事業所指定番号
☐	・補助金の収支に関する帳簿、領収書等関係書類等を補助金の交付を受けた年度終了後5年間(令和10年3月31日まで)保管します。
☐	・市において、申請事業者の市税の納付、納入状況などについて確認することに同意します。

添付書類	
☐	・令和3年(1月～12月)並びに、前年もしくは前々年の売上額が確認できる書類
☐	・事業計画書(第3号様式)
☐	・浜松市に事業実態があることが確認できる書類

支払金口座振替依頼書		浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金に係る支払は、次の口座に振り込んでください。											
振込先金融機関名													
銀行 金庫・組合 農協・漁協													
本店・支店 営業部・出張所 本所・支所													
金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(左詰めで記入)										※種目については、 1:普通、2:当座、7:別段 のいずれかの数字を記入
口座名義人(カナ) 30文字まで													

※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

※個人事業主の方で、口座名義人に屋号まで登録されている方は屋号も含め記入してください。

第3号様式

事業計画書

氏名（名称及び代表者氏名）

- 1 具体的なデジタル化の取り組み
どのようにデジタル化を進めるのか具体的に記載してください。

2 事業実施期間

開始(予定)年月日	令和 年 月 日	完了(予定)年月日	令和 年 月 日
-----------	----------	-----------	----------

※令和4年9月30日までに事業完了する必要があります。

3 デジタル化の取り組みに係る経費の内訳

	取り組み	経費（円）	内訳(積算) 単価×数量
1			
2			
3			
4			
5			
合計金額（円）			

※経費は税抜き金額です。

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康 友

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請を受理した浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金について、下記のとおり条件を付して交付します。

記

交付額 金 円

- 条 件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の中止又は、内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は、遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
 - 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めたときは、当該補助金の全部又は、一部の返還を命ずる。
 - 6 事業完了後、補助金交付要綱に定める日までに指定する様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 7 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）に基づく市長の指示に従うこと。
 - 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 9 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

補助金額は、事業実績報告書が提出され、補助金交付額確定後に補助金交付申請書（2号様式。電磁的記録を含む。）に記載された口座にお振込みします。

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康 友

不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで受理した、浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金の交付について、次の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助金決定通知書受付番号	
--------------	--

申請者	住所又は 所在地	
	氏名又は名称 及び代表者	

令和 年 月 日付けで申請した浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金の計画を、次の通り変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

--

2 変更の理由

--

3 デジタル化の取り組み内容について

(1) 変更前

※入力する欄が足りない場合は、行を追加するかその他の用紙に記入し添付してください。

取 り 組 み 内 容 の	項目	取り組み			経費※
					円
					円
					円
					円
					円
		当初交付 決定額	円	合計	円



(2) 変更後

取 り 組 み 内 容 の	項目	取り組み			経費※
					円
					円
					円
					円
					円
		変更後の 申請額	円	合計	円

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康 友

補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請を受理した浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金の内容を次のとおり変更します。

記

交付額 金 円

- 条 件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の中止又は、内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は、遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
 - 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は、一部の返還を命ずる。
 - 6 事業完了後、補助金交付要綱に定める日までに指定する様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
 - 7 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）に基づく市長の指示に従うこと。
 - 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 9 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

事業実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)

＜補助事業報告者＞
住所又は所在地

氏名又は団体名及
び代表者氏名

浜松市補助金交付規則の規定により、次のとおり報告します。

補助金等の名称	浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金		
開始年月日	令和 年 月 日	完了年月日	令和 年 月 日

事業費は税抜き価格です。

	取り組み	経費（円）	内訳(積算) 単価×数量
1			
2			
3			
4			
5			
合計金額			※経費は、税抜き価格です。 ポイントや商品券等を利用した場合は、支払金額から ポイント等の相当分を引いた額を税抜きにしてください。

↓ ※

当初交付決定額(A)	交付確定見込額(B)		増減額(B)-(A)
		=	

※ (B)は補助金の上限額（第 1 号様式又は第 2 号様式に記載した上限額）、上限額を満たさない場合は経費の合計金額を記入してください。（第 6 号様式により補助事業変更承認申請し、変更の交付決定がされた場合は、変更後の交付決定額（第 7 号様式に記載されている額）と一致すること。）

＜添付書類＞補助対象事業（デジタル化の取り組み）を実施したことを証する書類、補助対象経費を支出したことを証する書類

第9号様式

受付番号

浜松市指令産振第 号

令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康 友

補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付で申請を受理した浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金について、下記のとおり確定します。

記

交　付　額　　　　　　　金　額　　　　　円

第10号様式

受付番号

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

補助交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付で申請のあった浜松粗新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金について、浜松市補助金交付規則第18条の規定により次のとおり返還を命じ、通知します。

記

1 返還を命ずる額

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 年 月 日

浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金交付要綱第15条により、浜松市補助金交付規則第18条の2第1項の規定に基づき、加算金を納付いただきます。加算金の請求は補助金額返還後別途請求いたします。なお、加算金を納期限までに納付いただけない場合は、同規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を納付いただきます。